

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年1月31日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- | | |
|----------|---|
| 1 監査対象団体 | 太平ビルサービス株式会社（公の施設の指定管理者） |
| 2 所管部課 | 市民文化部 市民生活相談課 |
| 3 対象期間等 | 令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 4 指定管理 | |
| ア 施設名 | 徳島駅前地下自転車駐車場 |
| イ 指定期間 | 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで |
| ウ 指定管理料 | なし（管理経費は利用料金を充当） |
| エ 固定納付金 | 令和5年度 3,491,000円 |

第2 監査の実施期間

令和5年11月15日から令和6年1月26日まで

第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

太平ビルサービス株式会社の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。